

院内感染対策に関する取り組み事項

■ 1. 院内感染対策に関する基本的な考え方 ■

安全な医療の提供のために、病院全体として感染対策に取り組み、感染の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めています。

■ 2. 院内感染対策の組織に関する事項

感染防止対策に関する意思決定機関として院内感染防止対策委員会(ICC)を設置し、月1回会議を行い感染防止に関する事項を検討しています。また、院内の感染防止活動を推進するために感染制御チーム(ICT)を設置し、月1回の会議、週1回の院内ラウンド、抗菌薬の適正使用等の提言・指導を行い感染対策に関する問題に迅速に対応しています。

■ 3. 院内感染対策に関する職員研修についての事項

全職員を対象とした感染対策に関する研修会・講習会は年2回以上開催しています。また、各部門別の勉強会および職種別の研修を適宜開催し、感染対策に必要な具体的な方策の周知徹底を図っています。

■ 4. 感染症発生状況報告に関する事項

当院の検査室から各病棟に薬剤耐性菌や院内感染上問題となる細菌の部署別検出状況を週報として知らせて注意喚起を行っています。また、感染防止対策委員会に各種分離菌月報を提出し検出状況を共有しています。

■ 5. 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染発生が疑われる事例が発生した場合には、発生部署がICTに報告します。ICTは、速やかに現状の確認、疫学的調査、感染対策の徹底などを行い、感染源や感染経路を究明し感染拡大の防止に努めます。状況は随時、病院管理者、感染管理者に報告されます。必要に応じて感染防止対策委員会が召集される他、保健所等への各種の届出や連絡を行います。

■ 6. 地域連携に関する事項

地域の医療機関等と連携し、指定抗菌薬使用状況・感染症発生状況の報告、対策に関する協議を行い有事に備え問題点を定期的に検討しています。

■ 7. 患者様への情報提供に関する事項

感染対策部門の業務指針・業務内容について掲示を行っています。また、感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。常時感染防止のための手洗い・マスクの着用のご理解とご協力をお願い致します。

令和4年4月1日
学研都市病院 院長